

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	低炭素建築物新築等計画認定の取消し
根拠法令等及び条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第58条
根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第58条
参考事項	栃木市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p>第58条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第54条第1項の認定を取り消すことができる。</p>